

○安芸市一時保育実施に関する規則

平成19年3月28日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育及び保護者の疾病等による緊急時の保育並びに育児に伴う保護者の心身の負担軽減を図るための保育需要に対応するため、市が実施する一時保育事業（以下「一時保育」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 一時保育の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、市内に居住し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の規定による保育の実施の対象とならない小学校就学前の満1歳以上の児童であつて、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 保護者の労働、職業訓練、就学等により、断続的に家庭における保育が困難となる児童
 - (2) 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ないと認められる理由により、家庭における保育が緊急かつ一時的に困難となる児童
 - (3) 保護者の育児に伴う心理的又は肉体的負担を解消するため、一時的に保育を必要とする児童
 - (4) 前3号に掲げるほか、市長が特に必要と認めた児童
- 2 前項の規定にかかわらず、保護者の出産による一時的な帰省等の場合においては、他市町村の保育所等に在籍している満1歳以上の児童についても、対象児童と/orすることができる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、一時保育を利用することができない。
 - (1) 疾病その他の理由により他の入所児童に悪影響を及ぼすおそれのあるとき。
 - (2) 心身が虚弱で保育に耐えられないとき。
 - (3) その他市長が一時保育の利用を不適当と認めたとき。

(実施施設)

第3条 一時保育を実施する施設は、安芸市保育所設置条例（昭和30年条例第49号）第2条に掲げる保育所のうち、市長が指定した保育所とする。

(保育所利用日数、保育時間及び定員)

第4条 実施施設における一時保育利用日数、保育時間及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 一時保育利用日数は、月14日以内とする。
- (2) 一時保育実施時間は、実施施設の通常の保育時間内とする。ただし、実施施設に特別な事情があるときは、この限りでない。
- (3) 実施施設における定員は、おおむね1日5人とする。

(申請)

第5条 一時保育を利用しようとする保護者（以下「申請者」という。）は、一時保育利用申込書（様式第1号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、口頭（電話連絡を含む。）による申込みをすることができる。この場合において、保護者は、速やかに前項の規定による申込みを行わなければならない。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、一時保育決定・却下通知書（様式第2号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(解除)

第7条 市長は、対象児童が第2条第1項各号に該当しなくなったと認めるとき及び一時保育利用料を滞納した場合は一時保育を解除することができる。

2 市長は、前項の規定により一時保育を解除したときは、一時保育解除通知書（様式第3号）によりその旨を当該保護者に通知するものとする。

(一時保育に係る保育料)

第8条 申請者は、保育料として、1日当たり2,000円（半日1,000円）を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育料を無料とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である世帯
- (4) 前年度分の市町村民税非課税世帯（9月から翌年3月までの間の利用にあっては、当

該年度分の市町村民税非課税世帯) で次のいずれかに該当する世帯

- ア 母子世帯等 (安芸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則 (平成27年規則第15号。以下「利用者負担額に関する規則」という。) 別表備考4の(1)に規定する世帯)
- イ 在宅障害児 (者) のいる世帯 (利用者負担額に関する規則別表備考4の(2)に規定する世帯)

3 前項の保育料は、利用した月の末日までに支払わなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第12号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第30号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月21日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日規則第25号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月6日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

一時保育利用申込書

年 月 日

安芸市長様

保護者 住 所
(居 所)
氏 名

次のとおり一時保育を申し込みます。

ふりがな			生年月日			歳
児童氏名			年 月 日生(男・女)			
家庭の状況	氏 名	続柄	生年月日	緊急連絡先	備 考	
		父	.			
		母	.			
			.			
理由	<input type="checkbox"/> 仕事 <input type="checkbox"/> リフレッシュ <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> その他()					
アレルギーの有無	無・有(具体的な食材名:)					
世帯等について※	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等の世帯 <input type="checkbox"/> 里親の世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯(母子(父子)・障害者) <input type="checkbox"/> 市外住民()					

※4月～8月の利用者は前年度分、9月～翌年3月の利用者は当該年度分の市町村民税課税状況で判定します。また、チェックしていただいた内容について、確認できる書類の提出を求める場合があります。

保育時間	実施希望日
全日(給食あり) 8:30～16:30	
朝半日(給食あり) 8:30～12:30	
昼半日(給食なし) 12:30～16:30	

○保育料の無償化について

子育てのための施設等利用給付の認定を受けると保育料が無償化の対象になります。認定要件や申請方法等については、お住まいの市町村にお問合せください。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月
日 日

様

安芸市長 印

一時保育決定・却下通知書

年 月 日 付で申込みのありました一時保育については、次のとおり保育する(保育しない)ことに決定しましたので、通知します。

児童氏名

住所

保育実施日

実施施設(保育所) 名称 電話番号
所在地

保護者負担額(利用料金) 円

その他(条件その他保育できない場合の理由等)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安芸市長に対して審査請求することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安芸市を被告として(訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

安芸市長

印

一時保育解除通知書

年 月 日付けで決定しております一時保育については、次のとおり解除することに決定しましたので、通知します。

児童氏名

住所

解除理由

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安芸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）